

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 施行条例の一部を改正する条例

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行条例（平成19年沖縄県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年2月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。